

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【公 告】

- 落札者等の決定
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- " " "
- " " "
- " " "
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
- 随意契約の相手方の決定

### 【企 業 局】

- デジタル推進課
- 都市計画課
- 建築指導課
- "
- "
- "
- "
- "
- 総務企画課

## 目次

担当課（室）

〔四三一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名及び数量  
岡山県ネットワーク分離スイッチ更新業務 一式
- 二 契約期間  
令和六年三月一日から令和十一年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県総務部デジタル推進課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日  
令和五年八月二日
- 五 落札者の氏名及び住所  
株式会社オービス  
岡山市北区大内田六七五番地
- 六 落札金額  
一月当たり五八一、五七〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五二、八七〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
令和五年六月二十日

〔四三二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により玉野市から岡山県南広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和五年八月七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、玉野市役所建設部都市計画課において縦覧に供する。

〔四三三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇〇八号 令和五年八月二十 一日	勝田郡勝央町黒土字吉政三三〇番 二六	五・〇〇	三二・九九

〔四三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高梁市原田北町一二五二―一、一二五二―三
- 二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名  
高梁市松原通二〇四三  
高梁市長 近藤 隆則
- 三 許可年月日及び許可番号  
令和五年四月六日岡山県指令建指第七号

〔四三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字南ケ市四二二一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目一―二八パラシオン二〇二

名木田 遼

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月二十九日岡山県指令建指第五九号

〔四三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇一―六、五〇二―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手五九〇―二七ピース井手一号

高橋 一磨

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月二十二日岡山県指令建指第九六号

〔四三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市北山字立途一五八五―一、一五八五―二、一五八六―一、一五八六―三、一五八七、一五八八―一、一五八八―二、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一七〇七の一部、一七二〇、字菅町一五九三、一五九四―一、一五九四―二、一五九五、豊国原字柿ヶ坪一〇三九―一、一〇三九―二、一〇四〇、一〇四一、一〇四二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

美作市栄町三八―二

美作市 市長 萩原 誠司

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十九日岡山県指令建指第三七一号

〔四三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年八月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市北山字立途一五八五―一、一五八五―二、一五八六―一、一五八六―三、一五八七、一五八八―一、一五八八―二、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一七〇七の一部、一七二〇、字菅町一五九三、一五九四―一、一五九四―二、一五九五、豊国原字柿ヶ坪一〇三九―一、一〇三九―二、一〇四〇、一〇四一、一〇四二

二 公共施設の種類

公園

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

美作市栄町三八―二

美作市 市長 萩原 誠司

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十九日岡山県指令建指第三七一号

◎岡山県企業局公告第三号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第  
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契  
約の相手方を決定した。

令和五年八月二十九日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

- 一 特定役務の名称  
水島中央監視制御装置ソフトウェア改修委託
- 二 契約期間  
令和五年八月一日から令和七年三月二十五日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県企業局総務企画課  
岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年八月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 中国支社  
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額  
七七、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、〇〇〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第二号に該当するため